



埼玉県報

第 2958 号
平成 29 年(2017 年)
12 月 5 日
火曜日

目次

告示

- STEM機能付き超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡に関する落札者等の公示(入札課)
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する契約の相手方等の公示(特別支援教育課)
- 県道三芳富士見線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道三芳富士見線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取り消し(越谷建築安全センター)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し(選挙管理委員会)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更(選挙管理委員会)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し(選挙管理委員会)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

S T E M機能付き超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業技術総合センター 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号

3 落札者を決定した日

平成29年9月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ユニオン埼玉営業所 営業所長 井田 雅之

埼玉県熊谷市広瀬658-3

5 落札金額

65,502,000円(税込)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年7月25日

告 示

埼玉県告示第千二百九十七号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―二九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一 外三十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千二百二十一・六八立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

平成29年 9 月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台 1 - 4 - 5 グラン
シャリオ202

5 落札金額

550,692,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年 9 月15日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市大字鶴馬字名シ久保二 六二三番六地先から同市鶴瀬東 一丁目二六六二番二〇地先まで		区 間
九・六五〇 一六・一四	七・三五〇 一四・二二二	敷地の幅員 (メートル)
二七九・六一		延長 (メートル)
区画整理事業及び 歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>富士見市大字鶴馬字名シ久保二六二三番 六地先から同市鶴瀬東一丁目二六六二番一 五地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十二月五日</p>
<p>備 考</p>	<p>区画整理事業及び歩道整備事業による。 平成二十六年五月三十日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第八 号及び平成二十九年十二月五 日埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十七号で告示した道路区 域の供用開始である。 延長二九三・七七メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十一月二十七日

指令川建セ第二九〇〇一八一号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月三十日

川建セ第二九〇〇三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字下海道下十六番一、十六番四、十六番三、十七番一、十七番三、十八番二、十八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブナイイレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年四月六日第百八十六号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十九年十二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の取消しの年月日	平成二十九年十一月二十一日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>(当初地番)埼玉県北足立郡伊奈村大字小針内宿字薬師堂根八百八十三番一、九百番一、九百番十五、九百番二十三、九百番二十七</p> <p>(現況地番)埼玉県北足立郡伊奈町西小針三丁目七十三番、七十四番、八十一番の各一部、二百九十四番、二百九十五番、二百九十六番</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百八・八
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
宮本町会議所	埼玉県本庄市千代田三丁目一番二号	宮本町自治会長	百人

告示

埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
山王自治会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百二十八番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百二十番地	長 下町自治会	三十人
秋山会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町秋山千四百一番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町秋山千四百一番地一	長 秋山自治会	三十人
吉田林自治会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町吉田林二百十三番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町吉田林二百十二番地	吉田林自治会 会長	五十人
上町会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町児玉二千五百十五番地六 (新) 埼玉県本庄市児玉町児玉四十番地四	長 上町自治会	六十人

本町会館	施設の名称
玉二千二百六十一番地二 (新) 埼玉県本庄市児玉町児	所在地 (旧) 埼玉県本庄市児玉町児 玉二千二百五十六番地一
長	管理者 本町自治会
百人	収容人員

告 示

埼玉県選管告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称		管理者	収容人員
川本農民センター	埼玉県深谷市中百五十三番地一	深谷市長	百人

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、行田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	城西ふれあい館
所在地	埼玉県行田市城西一丁目五番地十七号
管理者	城西ふれあい委員会
収容人員	五十人